

四種病原体等の所持等における必要な手続等

所持・輸入・運搬に際しての許可あるいは届出は、必要ありません

対象病原体等

和 名	学 名
インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH2N2、H5N1、H7N7若しくはH7N9であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）	
エシェリヒア属コリー（別名 大腸菌）（腸管出血性大腸菌に限る。）	<i>Escherichia coli</i> (EHEC)
エンテロウイルス属ポリオウイルス	<i>Enterovirus Poliovirus</i>
クリプトスポリジウム属パルバム（遺伝子型が1型又は2型であるものに限る。）	<i>Cryptosporidium parvum</i> (genotype I, II)
サルモネラ属エンテリカ（血清型がタイフィ又はパラタイフィAであるものに限る。）	<i>Salmonella enterica</i> (serovar Typhi, Paratyphi)
志賀毒素（人工合成毒素であって、その構造式が志賀毒素の構造式と同一であるものを含む。）	Shiga toxin
シゲラ属（別名 赤痢菌）ソンネイ、デイゼンテリエ、フレキシネリー及びボイデイ	<i>Shigella sonnei</i> <i>Shigella dysenteriae</i> <i>Shigella flexneri</i> <i>Shigella boydii</i>
ビブリオ属コレラ（別名 コレラ菌）（血清型がO1又はO139であるものに限る。）	<i>Vibrio cholerae</i> (serovar 01, 0139)
フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス（別名 黄熱ウイルス）	<i>Flavivirus Yellow fever virus</i>
マイコバクテリウム属ツベルクローシス（三種病原体に掲げる病原体を除く。）	<i>Mycobacterium tuberculosis</i>
クラミドフィラ属シッタシ（別名 オウム病クラミジア）	<i>Chlamydomphila psittaci</i>
フラビウイルス属ウエストナイルウイルス、ジャパニーズエンセファリティスウイルス（別名 日本脳炎ウイルス）及びデングウイルス	<i>Flavivirus West Nile virus</i> <i>Flavivirus Japanese encephalitis virus</i> <i>Flavivirus Dengue virus</i>

（感染症法第6条第23項第1号～第11号。第11号政令で定めるものは施行令第3

条第1号～第2号。)

上記病原体等に属するものであって「人を発病させるおそれほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するもの」(規制除外病原体等)は以下のとおり。

(平成19年5月31日厚生労働省告示第200号。)

(平成25年3月7日厚生労働省告示第40号で改正。)

- 1 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) A/duck/Hokkaido/Vac-1/2004(H5N1)
- 2 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) A/turkey/Turkey/1/2005(H5N1)(NIBRG-23)
- 3 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) A/Viet Nam/1194/2004(H5N1)(NIBRG-14)
- 4 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) A/Indonesia/05/2005(H5N1)(Indo05/PR8-RG2)
- 5 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH7N7であるものに限る。) A/duck/Hokkaido/Vac-2/2004(H7N7)
- 6 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH7N7であるものに限る。) A/equine/Newmarket/1/77(H7N7)
- 7 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05[R]6+2(163222)
- 8 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) rg A/whooper swan/Mongolia/244/05[R]6+2(163243)
- 9 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) A/Anhui/01/2005(H5N1)(Anhui01/PR8-RG5)
- 10 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) A/common magpie/Hong kong/5052/2007(H5N1)(SJRG-166615)
- 11 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) A/Egypt/2321-NAMRU3/2007(H5N1)(IDCDC-RG11)
- 12 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) A/Egypt/3300-NAMRU3/2008(H5N1)(IDCDC-RG13)
- 13 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) A/Egypt/N03072/2010(H5N1)(IDCDC-RG29)
- 14 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) A/Hubei/1/2010(H5N1)(IDCDC-RG30)
- 15 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。) A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007(H5N1)
- 16 エンテロウイルス属ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株I型(LSc, 2ab株)
- 17 エンテロウイルス属ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株II型(P712, Ch, 2ab株)
- 18 エンテロウイルス属ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株III型

(Leon, 12a1b 株)

- 19 フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス（別名黄熱ウイルス）17D-204 株
- 20 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス（別名日本脳炎ウイルス）at 株
- 21 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス（別名日本脳炎ウイルス）m 株
- 22 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス（別名日本脳炎ウイルス）ML-17 株
- 23 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス（別名日本脳炎ウイルス）S-株
- 24 志賀毒素（0.5mg 以下のものに限る。）

また、「施行規則第 31 条の 30（施設の基準）第 3 項及び第 4 項並びに第 31 条の 34（保管、使用及び滅菌等の基準）第 4 項の厚生労働大臣が定める四種病原体等」（インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス（血清亜型が H 2 N 2 であるものに限る）など（※ 1）のほか、基準の一部について適用除外となる病原体等）は、次のとおり。

（平成 19 年 5 月 31 日厚生労働省告示第 202 号。）

（平成 21 年 6 月 18 日厚生労働省告示第 330 号で改正。）

（平成 23 年 5 月 19 日厚生労働省告示第 163 号で改正。）

インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス（血清亜型が H 5 N 1 又は H 7 N 7 であるものに限る。）であって、以下のいずれかの基準に適合するものとする。

- 1 4 週齢から 8 週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が 75% より低いこと
- 2 6 週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数（I V P I）が 1.2 以下であること
- 3 H A 蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザ A ウイルスと類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと

（※ 1）

- ・インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス（血清亜型が H 2 N 2 であるものに限る。）
- ・エシェリヒア属コリー（腸管出血性大腸菌に限る。）
- ・エンテロウイルス属ポリオウイルス
- ・クリプトスポリジウム属パルバム（遺伝子型が 1 型又は 2 型であるものに限る。）
- ・志賀毒素（人工合成毒素であって、その構造式が志賀毒素の構造式と同一であるものを含む。）
- ・シゲラ属ソンネイ、デイゼンテリエ、フレキシネリー及びボイデイ
- ・ビブリオ属コレラ（血清型が O 1 又は O 1 3 9 であるものに限る。）
- ・クラミドフィラ属シッタシ
- ・フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス及びデングウイルス

必要な基準等

注1：病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関が、業務に伴い四種病原体等を所持することとなった場合において、滅菌譲渡をするまでの間、所持する場合は、以下のA及びBは適用されません。

注2：四種病原体等を所持する者から運搬を委託された者が、その四種病原体等を運搬するために所持する場合は、以下のAは適用されません。

A 施設の基準（感染症法第56条の24） 詳細は施行規則第31条の30を参照。

注：施行規則第31条の30の基準中、第1項第2号、第5号のイ、ハ、ホ、ヘの規定については、平成24年3月31日までの間は経過措置として適用されませんが、現状においてこれらの規定を満たしていない場合は経過期間中に改善を完了する必要があります。

B 保管等の基準（感染症法第56条の25） 詳細は施行規則第31条の34を参照。

C 事故届（感染症法第56条の28）

注：事故が発生した場合は、110番通報、警察署への電話連絡等により、速やかに警察官又は海上保安官に届け出てください。

D 災害時の応急措置（感染症法第56条の29） 詳細は施行規則第31条の38を参照。

災害が発生し、応急措置を行った場合には、遅滞なく、災害時応急措置届出書（別記様式第19）を厚生労働省健康局結核感染症課に届け出てください。

また、災害の発生を発見した場合を含め、110番通報、警察署への電話連絡等により、速やかに警察官又は海上保安官に届け出てください。